

第1期（2015 - 2024年）

只見ユネスコエコパーク推進のための行動計画



福島県只見町

はじめに

只見町は、自然環境および生物多様性と人間との調和と共生を図り、持続可能な地域社会を実現するというユネスコのMAB計画（人間と生物圏計画）における生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）の理念・目的を達成すべく、只見ユネスコエコパーク管理運営計画書（2015-2024）に基づき、只見ユネスコエコパークにおける当面の実施すべき行動計画を以下のように定めます。この行動計画は、ユネスコエコパークの目的とする三つの分野、すなわち①自然環境および生物多様性の保護・保全、②それらを拠り所とし、活用した地域の持続可能な社会経済的発展、そして、③それらを実現するための学術調査研究・教育および人材育成から構成されています。計画期間は2015年から2024年の10年間とし、5年ごとに見直すものとします。

この行動計画を着実に実施するためには、ユネスコMAB計画の理念・目的に基づくユネスコエコパークの活動についての域内の住民、関係機関の理解と協力が不可欠です。そのため、只見町は只見ユネスコエコパークの理念と目的につき、その普及と啓発に努めるものとします。

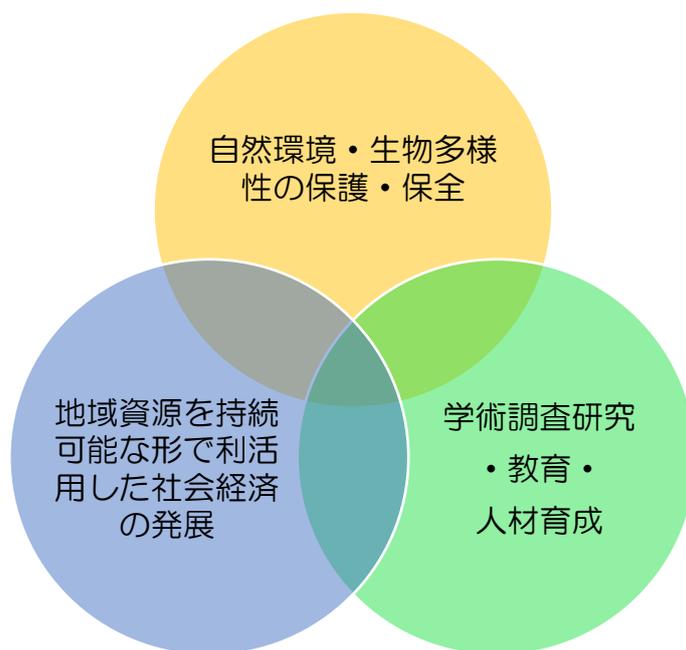


図 ユネスコエコパークの理念・目的の実現のための3つの目標

只見ユネスコエコパーク推進協議会

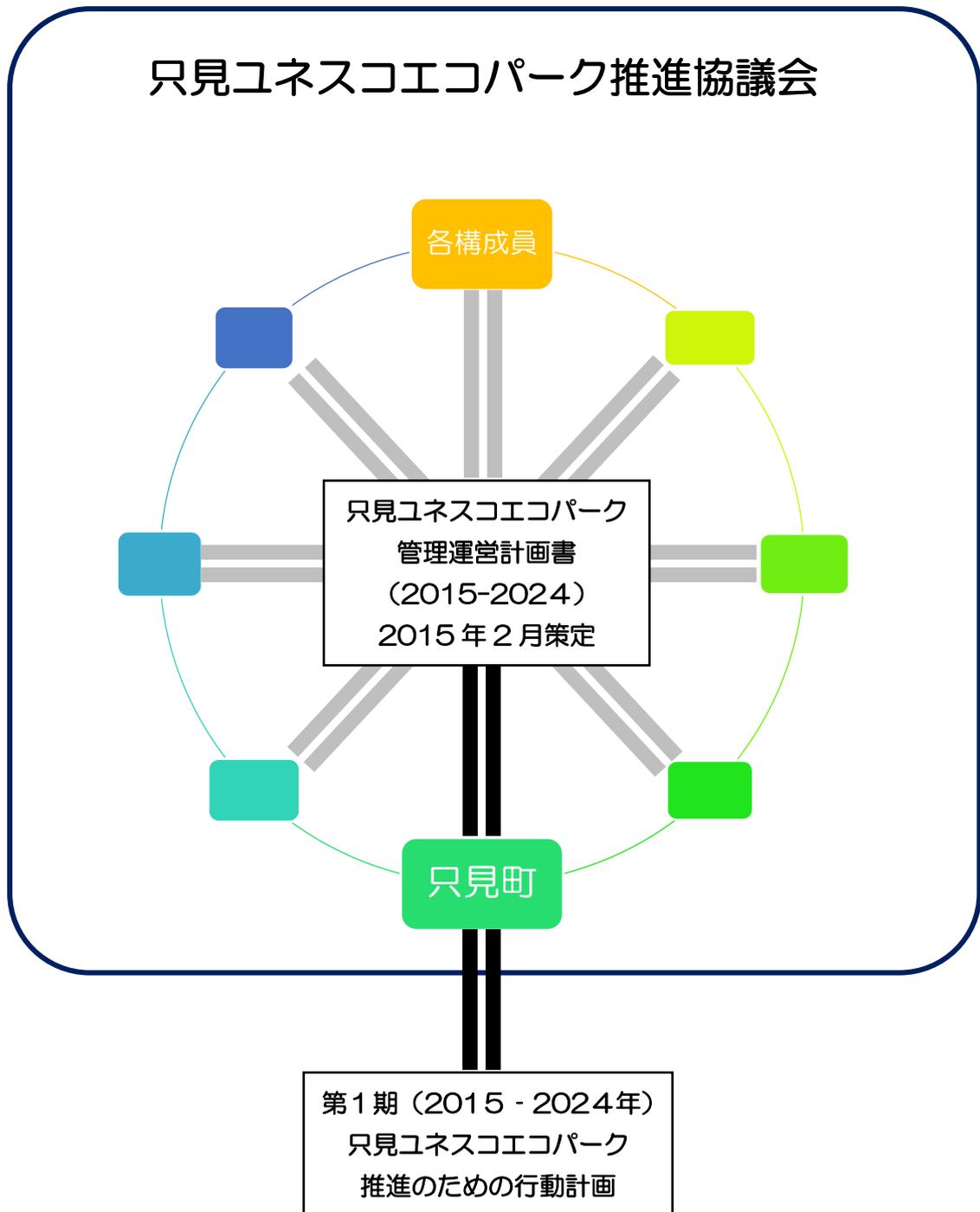


図 只見ユネスコエコパーク推進のための行動計画の位置づけ

1. 自然環境、野生生物の保護・保全

只見ユネスコエコパーク地域内の豊かな自然環境とそこに生息、生育する野生動植物は、この地域社会の自然的基盤、重要な資源であり、不可欠の要素です。これらの自然環境、生物多様性を保護・保全し、次世代に引き継ぐことは、市民の重要な責務であり、そのため只見町は次の施策に取り組むこととします。

(1) 生物多様性保護（野生動植物保護）条例の制定

只見ユネスコエコパークの保護地域（核心地域・緩衝地域）については、ほとんど人の手の加わっていない自然度の高い自然環境および生態系を有し、それを拠り所とした野生動植物が生息・生育しています。そして、それら野生動植物は既存の自然環境や野生生物を保護・保全する法制度（自然公園法、国有林野の管理経営に関する法律、等）によって保護・保全が図られています。一方、一般地域（移行地域）についても、保護地域に準ずる自然度の高い自然環境および生態系が残されているとともに、人の利用により保たれてきた景観や生態系が存在し、この地域の生物多様性に貢献しています。しかし、移行地域内には野生動植物の保護・保全に関する法的規制が十分に整備されていません。そこで、移行地域を中心に只見ユネスコエコパーク域内で守るべき野生動植物とその自生地、生息地を定め、保護・保全を図るための条例の制定を目指します。この条例においては、ユネスコエコパーク域内住民の自発的な活動により、ユネスコエコパーク域内の野生生物の保護・保全の重要性への理解と啓発を目指すとともに、その指導のための保護監視員（仮）を制度化することを目指します。

(2) 国道 289 線開通に伴う周辺の環境影響調査とその対策

新潟県三条市と只見を結ぶ国道 289 号線は、只見ユネスコエコパークの緩衝地域の中でもブナ林など豊かで自然度の高い自然環境が残る地域を縦断することになります。この 289 号線の開通を控え、国道開通が緩衝地域の自然環境や野生生物に及ぼす影響を調査し、対策を講じて開通に伴う影響の最小化を図る必要があります。そのための学術調査と住民と専門家からなる検討委員会を設け、対策を講じることとします。

(3) 高層湿原、湖沼の保護・保全

只見ユネスコエコパーク域内には、幾つかの湖沼、湿地が存在し、それらを重要な生育場所とする野生生物が多数存在します。また、こうした場所には、希少生物、絶滅危惧種が生育、生息しています。すなわち、湖沼や湿地の存在は地域の生物多様性に大きく貢献するものです。そのため、域内の生物多様性の維持を図るためにも、こうした湖沼、湿地の保護・保全は重要かつ緊急の課題であると言えます。只見ユネスコエコパーク内では、すでに沼の平地区が、国定公園の第一種特別地域に指定されているほか、梁取区の大曾根湿原は町の天然記念物の指定を受けています。しかし、そ

の他、太田の大谷地や叶津の浮島など貴重な湖沼湿地の保護は図られていません。そこで、こうした貴重な湖沼湿地につき、町の天然物の指定を図るとともに、その中でも重要なものについては、県の天然記念物の指定などを目指すものとします。

(4) 河川環境の保護・保全

只見ユネスコエコパーク域内は、複雑で急峻な山岳地形が発達しているところから、大小の溪流網が形成され、それを集める形で只見川、伊南川が存在します。複雑な溪流網は、野生生物の重要な生息場所であるばかりでなく、生物の移動・分散の回廊（生物学的コリドー）としても重要な役割を果たしています。また、伊南川流域にはダムなど大規模な河川横断工作物も存在しません。そのため、広い氾濫原が存在し、自然度の高いヤナギ類を中心とする河畔林が連続的、かつ大規模に分布し、貴重な生態系となっています。さらに、その中で、絶滅危惧種であり、希少樹種であるコビソヤナギは、日本最大の自生地となっています。こうした貴重な河川と水辺環境の保護・保全に努めることとします。

(5) 水生生物の保護・保全

只見川水系には、様々な水生生物が生息しています。特にカエル類やサンショウウオ類など両生類は豊富で、2014年には新種のタダミハコネサンショウウオが発見されています。一方、只見地域に多く生息していた在来イワナ（ニッコウイワナ）は、そのほとんどが養殖個体との交雑が進み、残された在来イワナも生息河川が非常に限られ、絶滅寸前の状況におかれています。さらに、カジカやアカザ、陸封のカワヤツメの個体数が激減しているという指摘もあります。こうしたことから、これら水生生物について、保護・保全を図る必要があります。特に、絶滅に瀕している在来イワナについては、その実態を把握し、早急にその保全策を講じることとします。

(6) 巨樹、巨木の保護・保全

只見ユネスコエコパーク域内には、多数の巨樹・巨木が存在します。巨樹・巨木の存在は、その地域の自然度の高さの一つの指標となるとともに地域のシンボルとなるものです。また、観光資源としての活用も可能です。そのため、このような巨樹・巨木の保護・保全を図っていく必要があります。過去に只見町の巨樹・巨木についての実態調査が行われていますが、調査は一部にとどまっており、全貌は明らかにされていません。一方、先の調査により現在確認されている巨樹・巨木についても、追跡調査が行われておらず、域内の巨樹・巨木を保護・保全するために全般的な調査が求められています。また、個別の巨樹・巨木について、町の天然記念物の指定を受けているにもかかわらず、十分な保護・保全策が取られていないものもあります。標識、解説板の設置などを積極的に行い、住民あるいは訪問者の関心を得ると同時に、保護・

保全に努めることとします。

(7) 希少動植物の保護・保全

只見ユネスコエコパーク域内には、他の地域ではすでに希少な存在となっている野生動植物を身近に見ることが出来ます。そのため、それら野生動植物の保護・保全の必要性が十分理解されず、域外者の盗採や捕獲・採取の対象となり、植物群落の衰退・消失、昆虫類の個体数の減少などにつながっています。こうした事態を食い止めるため、特定の植物群落や動物昆虫の地域個体群を町の天然記念物に指定し、生物多様性保護（野生動植物保護）条例と併せてその保護・保全に努めることとします。

(8) 生態系モニタリング^{※1}

自然環境は、地球レベルの環境変動や地域的な開発・産業活動、個別の土地利用などによって、日々変化を余儀なくされています。こうした中で、豊かな自然環境や生物多様性を保護・保全し、将来の世代に引き継いでいくためには、その変化を科学的に調査、把握し、必要に応じて対策を講じていかなければなりません。そのための生態系モニタリングはユネスコエコパーク活動の重要な使命でもあることから、タイプ
の異なる森林生態系、河川および水辺域、湖沼湿地などの自然生態系にモニタリング
プロット^{※2}を設け、定期的な調査を実施することとします。

※1 モニタリング：生物や自然環境について長期間、継続的に観測・追跡を行う調査のこと。

※2 モニタリングプロット：長期観測のための固定調査区

(9) 外来種の駆除

現在、日本国内では特定外来生物^{※3}をはじめとした外来生物種が、地域固有の自然環境や野生生物種の存在を脅かしています。只見ユネスコエコパーク域内においても、アライグマの目撃情報、セイタカアワダチソウ、オオハンゴンソウ、ニセアカシアなどの外来植物の侵入繁茂、あるいはブラックバス、ブルーギルなど外来魚の放流などが見られ、対策が求められています。こうした外来生物の現状を把握するとともに、これらを駆逐する具体的な処置を行うこととします。同時に、域内住民に対して外来種に関する認識を高める情報を提供することとします。

※3 特定外来生物：「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（外来生物法）により、外来生物種（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定されます。

(10) 「ただみ自然観察の森」の整備

現在、只見町は、只見ユネスコエコパーク地域内の自然環境や野生生物の実状を理

解し、身近に触れて貰うことを目的として、「ただみ自然観察の森」の整備を進めているところです。さらに多様で、価値ある只見ユネスコエコパーク域内の自然が理解でき、環境教育に資する場所の選定と整備を進めることとします。

2. 調査研究・教育および人材育成

ユネスコMAB計画は、自然環境と人間活動の共生をいかにして実現するかを明らかにするための国際的な共同の取り組みで、BR（生物圏保存地域＝ユネスコエコパーク）は、そのためのモデル地域です。ユネスコエコパークには、守るべき豊かな自然環境と生物多様性が存在し、また、それを拠り所にした地域社会、伝統的生活・文化が存在することが指定の要件となっています。したがって、MAB計画におけるユネスコエコパークの役割は、実存する自然と人間活動の共生関係を、その両側面から科学的に明らかにすることにあります。また、こうした地域を将来的にも存続させるための教育や人材育成も重要な課題となっています。

（1）「自然首都・只見」学術調査助成制度

只見ユネスコエコパーク域内には、自然環境や野生生物に関する学術調査の広大な空白地帯が存在し、未解明の部分が多く残されています。加えて、こうした地域も地域住民によって幅広く利用されてきた歴史があり、そうした環境や資源を利用してきた土地利用の歴史についても、明らかにしていく必要があります。そこで、こうした地域・分野を対象として学術調査を進める大学・研究機関あるいは個別の研究グループに対し「自然首都・只見」学術調査助成制度を設け、これを支援、助成し、只見ユネスコエコパーク域内の学術調査を推進することとします。

（2）自然環境基礎調査

「自然首都・只見」学術調査研究助成制度は、あくまでも只見ユネスコエコパーク域内での学術調査研究を対象とする研究者の自発的な関心事に基づくものであり、只見ユネスコエコパークが直近で必要としている調査研究に必ずしも一致するものではありません。そこで、只見町が独自に必要な課題についても基礎調査を進める必要があります。特に生物相や生物群集、地形地質などの自然環境に関する基礎的調査については、大学・研究機関に委託し計画的に進めることとし、当面は雪食地形を背景とするモザイク植生、昆虫相、水生生物相などの調査を進めます。

（3）只見町公認自然ガイドの育成

只見町は、只見の自然環境や野生生物を案内、解説する町の公認ガイドの育成に努めてきました。引き続き現在の公認ガイドの資質向上のためのフォローアップ研修を実施するとともに、新たな公認ガイドの育成に取り組むこととします。さらに、より専門的、專業的ガイドの育成と定着も図ることとします。こうした取り組みの中で町公認ガイドには、単なる知識の習得、質的向上に止まらず、エコツーリズムあるいはグリーンツーリズム、そして自然環境、野生生物の保護・保全の担い手としてとなることが求められます。

(4) ユネスコスクール^{※4}への支援

2014年12月で朝日小学校がユネスコスクールに登録され、現在、只見町内の他教育機関についても申請を進めています(2015年10月時点)。只見ユネスコエコパーク関連事業と連携しながら、只見の自然環境とそれを拠り所にした只見の伝統、生活・文化を理解し、さらに他地域、他国の伝統、文化を尊重し、相互理解と通じ、世界の平和と文化的な発展に協力する人材育成を目的とするユネスコスクールの活動に支援、協力します。

※4 ユネスコスクール：ユネスコ憲章に示されたユネスコの理念を実現するため、平和や国際的な連携を実践する学校です。その活動目的は、ユネスコスクール・プロジェクト・ネットワークの活用による世界中の学校との交流を通じ、情報や体験を分かち合うことや地球規模の諸問題に若者が対処できるような新しい教育内容や手法の開発、発展を目指すこととなっています。また、文部科学省および日本ユネスコ国内委員会では、ユネスコスクールを持続可能な開発のための教育(ESD:Education for Sustainable Development)の推進拠点と位置づけています。

(5) 文化資料センター（アーカイブ）の新設・ふるさと館田子倉の整備

過疎と高齢化は地域的な有形あるいは無形の地域文化財産の消失の危険性を孕んでいます。こうしたものの消失、散逸を防ぐため、個人が所有し、提供する印刷物、記録文書、写真などを収集、整理、保管する地域の文化資料センター（アーカイブ）を図書館と共に整備します。また、「ふるさと館田子倉」の整備を通じ、電源開発で水没した田子倉集落あるいは石伏集落の歴史・文化などに関する資料を収集、保存、展示することとします。

(6) 民具資料館の整備

只見町は、国指定の有形文化財である民具を多数所蔵しますが、こうしたものを保存し、後世に残すための収蔵施設および公開・展示する施設の整備を進めることは只見ユネスコエコパークの推進にとって極めて重要であると言えます。引き続き、その実現に努め、かつ、その活用を検討することとします。

(7) 只見町ブナセンターを活用した環境教育、実習、各種研修

只見町ブナセンターは、只見地域の豊かな自然環境、生物多様性を保護・保全し、これらを拠り所とした地域の伝統文化を次世代に引き継ぐための調査・研究を行い、そうした資料を付属の博物館施設（ただみ・ブナと川のミュージアム、民俗資料館（ふるさと館田子倉）を通じ、展示解説するとともに、町内外に広く情報を発信すること

を目的に組織されています。そうした意味で、只見ユネスコエコパークの推進の中核的な組織の一つとなっています。只見町ブナセンターには学術専門スタッフもあり、学校教育や社会教育、研修の役割も期待され、より一層の施設の拡充と利用を進めることとします。

(8) 八十里越^{※5}の史跡化とロングトレイルの整備

越後と会津を結ぶ重要な幹線道路であった八十里越は、時代の流れの中で、その役割を終え、廃道となって久しいですが、その歴史的な価値は大きいものです。この八十里越の調査を通じて、その全貌を明らかにし、国の史跡化を目指します。また、八十里越を保存しつつ、只見ユネスコエコパークの緩衝地帯を貫く道としてロングトレイル^{※6}等の活用により自然環境と歴史を学ぶ機会を提供することを検討します。

※5 八十里越：ここでは、いわゆる江戸期開削の「古道」、明治14年開削の「中道」、明治27年開削の「新道」の3路線を対象とします。

※6 ロングトレイル：一般的には、歩きながら地域の自然環境や生活文化を学び、楽しむ道として理解されています。ロングトレイルは欧米を中心に数千キロを越える道の整備と活用が進められており、近年日本国内でもその整備と活用が進められています。

(9) 古民家調査と保護管理

只見地域には、数多くの伝統的な家屋（古民家）が存在しますが、近年の生活様式の現代化あるいは過疎高齢化に伴って、古民家の多くは立て替えられるか、放置・取り壊されているのが実状です。只見地域の文化あるいは景観の一つである古民家を保護するためには、その実態調査が不可欠であり、その調査を通じて明らかにされた文化財的な価値の高い古民家については、優先的に保護する必要があります。また、現在、保護されている国および県の重要文化財である五十嵐家、叶津番所（旧長谷部家）については、その保護を継続的に図っていくこととします。また、不幸にして取り壊されなければならなくなった古民家については、その部材を取得・保存し、町の財産として公共施設などの建築の際に有効活用するものとします。

3. 地域の持続可能な社会経済的発展

自然環境や生物多様性を保護・保全するばかりでなく、それら豊かな自然環境と天然資源を拠り所とし、それらの持続的な利活用を通じ、地域の社会経済的な発展を実現することが只見ユネスコエコパークの主要な目的の一つです。その実現に向けて、現存する地域固有の伝統文化・生活、そして伝統産業や地場技術を保護、継承し、さらに時代に合わせた改善、改良を行うことで、地域のブランド化を図り、地場産業の育成と地域社会の活性化を実現する必要があります。

(1) 「自然首都・只見」推奨製品の開発（ブランド化）

伝統的な食品や伝統工芸、あるいはそうした技術や地域の天然資源を活用した商品開発を推奨し、産業化することは、只見ユネスコエコパーク内の伝統的な生活文化を継承・発展させるとともに経済活動の活性化に資するものです。よって、これら産品を只見地域の推奨産品として認定し、「自然首都・只見」のブランド化を図る事業を進めることとします。

(2) 伝統工芸・食文化の継承・育成

只見地域には、マタタビやアケビ、クルミなどの天然素材を使った伝統的なかご編みや木地師の流れをくむ木工が存在しますが、現在、その後継者が育っていないのが実状です。こうした伝統工芸の後継者の育成を図るため、様々な教室や育成事業および天然素材の保全に取り組むものとします。また、只見地域には、地域資源を利用した伝統的な食文化が存在します。その代表的なものとして、山菜・キノコ類を使った郷土料理の他、イズシ（飯鮓）やお平などがあります。こうした食文化を次世代に引き継ぐための教室などの開催に積極的に取り組むものとします。

(3) 伝統芸能の継承・育成

かつて、只見地域には、その歴史的、文化的背景を持って生まれた様々な伝統芸能が存在しましたが、近代化と過疎化の流れの中で、その多くは失われてきました。その中で、小林地区の早乙女踊りや梁取地区の太々神楽は現在も引き継がれており（いずれも福島県重要無形民俗文化財指定）、後継者の育成を通じ、確実に次世代に継承する必要があります。また、その一方で、失われた伝統芸能についても、その復活の可能性を探る必要があります。それら伝統芸能の調査を進めるとともに、後継者の育成に関する事業を進めることとします。

(4) エコツーリズム・グリーンツーリズムの育成と振興

只見ユネスコエコパーク域内の豊かな自然環境を域外の人々に体験してもらい、只見ユネスコエコパークの自然環境の重要性とそれを拠り所とした伝統的な生活文化を

楽しみ、知ってもらうことは、ユネスコMAB計画およびユネスコエコパークの理念と目的の理解につながるばかりか、只見地域の自然的、文化的な価値の評価を高めることにつながります。地域の自然環境や歴史文化等の固有の魅力を訪問者へ伝え、それらの保全につなげることを目指すエコツーリズムは、非破壊的、持続可能な自然環境、伝統的な生活文化の活用につながり、MAB計画のユネスコエコパークの理念・目的にも合致します。また、農家民泊など只見に滞在し、その生活を体験してもらうグリーンツーリズムは、地元観光産業の活性化にもつながり、地域経済にも資するものです。只見地域の固有性を強く打ち出す形でこれらのツーリズムの推進に取り組み、定着を目指すこととします。

(5) 有機農業、環境配慮型農業の育成・振興

只見地域における農業は、過疎・高齢化が進行する中で、衰退傾向にあります。今日、只見地域の農業は、地域経済を支える基幹産業とまでは言えなくなりましたが、住民の生活を支える、あるいは地域のアイデンティティーを確保する意味では、今なお基盤的産業であり、その重要性は非常に高いものです。一方で、農地の基盤整備は行われており、少ない人的資源のもとでも効率的で生産性の高い営農システムの構築が可能な体制が整備されてきています。今後は、農地整備・用排水路等の補修に際して、より自然環境に配慮し、農業の多面的機能発揮に資する環境配慮型ストック・マネジメントを進めつつ、持続的な農業生産の維持・拡大を進める必要があります。また、当地の農産物は食味の良いお米やトマト栽培などの例を挙げるまでもなく、高品質化によるブランド化の可能性は低くありません。振興の方向性としては、他地域、他産物との差別化することによる農産物の高付加価値化を図ることが重要です。その一環として、只見ユネスコエコパークの理念に基づく環境負荷を極力最小化した（環境にやさしい）農業として、有機農業、無農薬、減農薬農業を推進することとします。また、比較的古い品種あるいは地域性の高い野菜（けんじなす など）、穀物（ソバ、ヒエ、アワ、大豆 など）の栽培を奨励します。さらに、こうした農産物の加工による高価格商品の開発などを行い、「自然首都・只見」推奨産品としてのブランド化を図るとともに、その価値を広く発信することとします。

(6) 持続可能な森林管理の確立（豪雪地帯のモデル林業）

只見ユネスコエコパークに占める森林原野の割合は、95%に及び、豊富な自然環境と森林資源を誇っています。そのうちの約4割を占める国有林は、現在、森林生態系保護地域、緑の回廊及び郷土の森に指定され、地域の自然生態系および野生生物の保護・保全の役割を担っています。国有林以外の山林原野についても、その大部分は雪食地形など急峻な立地が多く、林業的な活用は困難な状況にあります。このような状況の中で、域内で活用できる森林資源については、集落の背後に存在する旧薪炭林（薪

山) および旧採草地に植林して成したスギ人工林および一部のカラマツ人工林になります。こうした林分は里に近く、利用上は林業適地と見られますが、現下の木材価格の低迷と割高な生産コストのため、経営的には難しく、一部の利用を除き、放置されているのが実状です。地域の重要な資源である木材を持続的に利活用することで、地域経済の活性化を図ることは、ユネスコエコパークの目的であり、これらの未利用資源の活用を推進していくことが重要となります。そこで、かつての収奪的な林業ではなく、資源の持続的な育成、活用と環境負荷を最小化する育成林業を発展させるため、只見の多雪環境に適した育成林業体系を確立する必要があります。そのためにモデル林を造成し、高蓄積、高品質、高価格の木材生産および持続的利活用のためのモデル構築を目指すこととします。

(7) 内水面漁業の振興

只見川および伊南川は、日本海につながる阿賀野川水系の最上流部に位置し、かつては日本海側から遡上するサケ・マス、アユ、ウナギなどの豊かな水産資源に恵まれていました。しかし、昭和初期からの電源開発のためのダム建設により、そうした魚類の遡上が妨げられ、内水面資源も激減しました。戦後のこの地域の内水面漁業は、もっぱら放流による資源の維持に依存し、今日に至っています。こうした中で、自然力を活かした水産資源の維持管理、そして養殖を基礎とした水産加工業の振興が求められています。そのためにも、まずは只見川、伊南川水系の魚族の生息および資源量調査が必要でとなっています。特に絶滅に瀕している在来イワナ（ニッコウイワナ）については、資源の保護のための早急な保護対策が求められています。その保護・保全を図ることは地域資源のブランド化に資するものと考えられます。また、只見地域の郷土料理のお平やイズシ（飯鮓）の材料であるハヤ（ウグイ）についても、適切な資源管理が求められます。適切な資源管理により資源の増加が達成されれば、溪流釣りなど遊漁者の来訪も期待され、地元観光にも大きなメリットとなります。これを実現するために適正な魚族の資源管理と持続可能な利活用を進めることとします。

(8) 自然環境を活かした産業育成、企業誘致

只見地域には、豊かな自然環境や水資源、山菜、木材などの天然資源、そして自然環境を基盤にして生産された農産物が存在します。こうした地域資源を活用した地場産業の企業や育成は、地域振興にとって極めて重要であるため、地域資源を活用した既存の地場産業の育成と新たな地場産業の起業・育成について強力に推進するものとしてします。また、ユネスコエコパークの理念・目的に合致する理念や事業を有する企業の積極的誘致は、地域経済に少なからず恩恵をもたらすばかりでなく、地元住民の雇用の場を生み出し、生計に資するものです。このことから、只見ユネスコエコパーク域内では、ユネスコエコパークの理念・目的に合致し、地域の環境や資源を活かし、

地域の持続可能な発展に資する企業を積極的に誘致し、支援することとします。

(9) 地域活性化のための地域間交流及び新住民誘致

急激な過疎高齢化が進む中で、ユネスコエコパークの活動を推進しつつ、活力ある地域社会を維持・発展させるためには、域内住民だけの力では不十分な部分もあり、域外からの参入、支援、協力が不可欠です。よって、UターンあるいはIターンを促進させ、永住、一時定住、長短期の滞在などに関わらず、新住民の積極的な受け入れに取り組むこととします。また、そのための就業、住宅、教育、医療などの環境整備に努めることとします。さらに、都市住民を対象に地域間交流を推進し、「故郷的環境」を提供するものとします。そうした取り組みを通して、地域づくりの協力者を得ると同時に、そうした人的ネットワークと様々な人材を活用することで、只見ユネスコエコパークの理念と目的の実現を図ることとします。

(10) 観光資源としての景観整備

只見ユネスコエコパーク域内には、豪雪がつくりだした雪食地形やモザイク植生といった地域特有の山岳景観、伊南川のヤナギ類が優占する水辺林を含んだ自然度の高い河川景観、あるいは地域住民の土地利用による田園景観などの訪問者を魅了する景観が存在します。この地域の景観を活かした観光は、地域活性化の一つの手がかりとなり、只見ユネスコエコパークの理念・目的の実現のための一つ的手段となります。只見町は「うつくしい只見町の風景を守り育てる条例」を制定し、景観保全の取り組みを推進していますが、未整備・未活用の景観も存在するため、観光資源としてそれらの景観を積極的に整備し、活用するための取り組みを推進することとします。なお、最初の取り組みとして、伊南川、只見川流域の水辺景観を修復する景観整備を進めます。

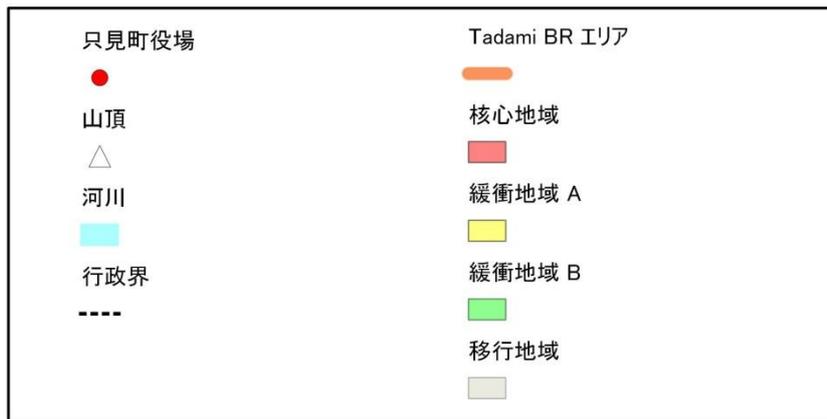
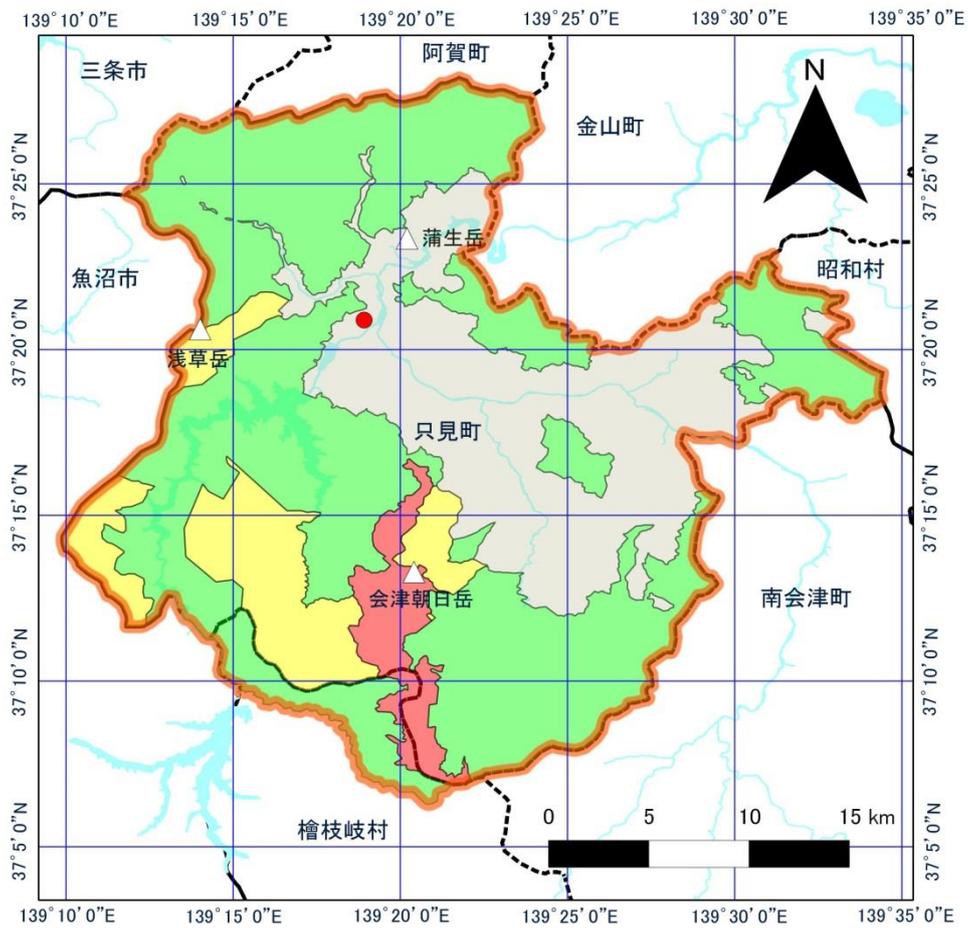


図 只見ユネスコエコパークの土地管理区分図

表 只見ユネスコエコパークの土地管理区分の面積、規制、根拠となる法制度

土地管理区分 (面積)	対象地域	土地管理の規制	区分の根拠となる既存法制度
核心地域 (3,557 ha)	■森林生態系保護地域の「保存地区」(重複する越後三山只見国立公園の「特別保護地区」と「特別地域」の一部を含む)	■原則立ち入り禁止	■国有林野の管理経営に関する法律(保護林) ■自然公園法(国立公園)
緩衝地域(A) (8,380 ha)	■越後三山只見国立公園の「特別保護地区」(重複する森林生態系保護地域の「保全利用地区」の一部を含む)	■原則として、調査研究・モニタリングのみが可能	■自然公園法(国立公園) ■国有林野の管理経営に関する法律(保護林)
緩衝地域(B) (42,953 ha)	■核心地域、緩衝地域(A)以外の国有林 ■核心地域に隣接する「町有林」「財産区有林」	■生態系の価値を損ねない形での活動を奨励 ■調査研究・モニタリングが可能 ■地元住民による伝統的な山菜・キノコ類の採取慣行は可能	■国有林野の管理経営に関する法律(保護林、緑の回廊) ■自然公園法(国立公園)
移行地域 (23,142 ha)	■核心地域、緩衝地域以外の山林原野、農耕地、居住地	■自然環境保全に対しては、努力目標であって、法的拘束力はない	※1 ■自然公園法(都道府県立公園) ■山村振興法 ■過疎地域自立促進特別措置法 ■うつくしい只見町の風景を守り育てる条例
総面積 (78,032 ha)	只見町全域および檜枝岐村の一部		

※1 移行地域はその区分の根拠となる法制度ではなく、当該域内の活動に関係する主な法制度を示す。